

同意事項

以下の項目を確認し、同意の上、特別定額給付金を申請します。

(1) 受給資格の確認にあたり、公簿等で確認をすることに同意します。
(2) 公簿等で確認できない場合は、さいたま市の求めに応じ、関係書類を提出します。
(3) 申請書の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、令和2年8月31日(月)までに、さいたま市が世帯主(申請者)(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、当該申請が取り下げられたものとみなされることに同意します。
(4) 他の市区町村で特別定額給付金を受給した場合には、さいたま市から受給した特別定額給付金を返還します。
(5) 住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主以外の世帯員が、一定の事由により、特別定額給付金を受給していることが判明した場合には、返還します。

同封する書類

次の確認書類を同封してください。

① 世帯主(申請者)が申請・受給する場合

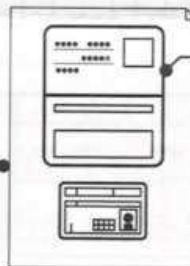
同封書類一覧	チェック欄
世帯主の本人確認書類	①
世帯主の振込先口座の確認書類	②

② 代理人が受給する場合

同封書類一覧	チェック欄
世帯主の本人確認書類	
代理人の本人確認書類	③
代理人の振込先口座の確認書類	

※世帯構成者以外の方が代理人である場合は、上記の他に代理関係がわかる書類を同封してください。

コピー用紙はA4サイズで統一していただくようお願いいたします。



通帳は見開きページなど名義人(カナ)等がわかること

通帳・運転免許証など
(コピー)

※同封いただく書類が不足している場合、申請の受付を行うことができない場合があります。申請を行う前に再度ご確認ください。